

答 申

第 1 審査会の結論

豊明市長（以下「実施機関」という。）が行った第 3 に掲げる各決定に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる公文書を一部開示とした決定のうち、特定の個人を識別し得る写真、従事させる従業員の数及び年収並びに人件費の総額を算出するための計算式、委託先及び資材購入先の業者名を開示した決定は、妥当でないので不開示とすべきであるが、その他の部分を開示した決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であり、その対象となる公文書及びこれについての実施機関の処分の内容についてそれぞれ重なる部分があるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

(1) 令和 5 年 1 月 10 日、開示請求者 A は、豊明市情報公開条例（平成 13 年豊明市条例第 29 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる公文書の開示を請求（以下「本件開示請求①」という。）した。

- ・墓地・公園の指定管理者提案書 様式 6～13
- ・令和 4 年度、令和 5 年度事業計画書（草刈、剪定作業スケジュール含め）
- ・業務報告書（四半期ごと、令和 4 年度収支報告含め）
- ・令和 4 年度再委託先一覧（委託金額含め）
- ・利用者アンケート（満足度調査）集計結果
- ・要望、苦情一覧

- ・情報開示要綱等（基本協定第22条記載のもの）

(2) 令和6年5月31日、実施機関は、本件開示請求①に対して次の公文書（以下「本件公文書①」という。）を特定したが、本件公文書①には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件公文書①の開示について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

- ・指定管理者申請書類のうち提案書（様式6～13）
- ・事業計画書（令和4、5年度）
- ・第1～4四半期報告書

(3) 同年6月5日、審査請求人は、実施機関に対して本件公文書①について、個人情報及び法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分の開示について反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同月7日、実施機関は、本件開示請求①に対して一部を開示する決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を開示請求者Aに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分①を行ったこと及び同月24日に開示を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同月21日、審査請求人は審査庁である豊明市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分①を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分①について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月24日、審査庁は、本件処分①について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び開示請求者Aに通知した。

2 本件審査請求②について

(1) 令和7年1月10日、開示請求者Bは、条例に基づき、実施機関に対

し、「豊明市営墓地及び都市公園業務報告書（月報）2024年度4月分」の開示を請求（以下「本件開示請求②」という。）した。

（2） 同月17日、実施機関は、本件開示請求②に対して次の公文書（以下「本件公文書②」という。）を特定したが、本件公文書②には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件公文書②の開示について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

・豊明市営墓地及び都市公園業務報告書（月報）2024年度4月分

（3） 同月23日、審査請求人は、実施機関に対して本件公文書②について、個人情報及び法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分の開示について反対する旨の意見書を提出した。

（4） 同月28日、実施機関は、本件開示請求②に対して一部を開示する決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を開示請求者Bに通知した。

（5） 同日、実施機関は、本件処分②を行ったこと及び同年2月12日に開示を実施することを審査請求人に通知した。

（6） 同月10日、審査請求人は審査庁に対し、本件処分②を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分②について執行停止の申立てを行った。

（7） 同日、審査庁は、本件処分②について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び開示請求者Bに通知した。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求に係る処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書並びに口頭による意見の陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

理由

(1) 提案書に関するノウハウの流出

指定管理制度開始後、全国で施設の運営をした実績が蓄積されており、提案書の作成に活かされている。提案書における提案事項、配置、イラスト等の表現はノウハウを結集させたものであり、開示されることにより不利益を被る可能性がある。

(2) 事業計画及び報告書に係る情報の流出

これまで培ったノウハウを活かして事業計画を作成し、事業完了後は報告書を提出している。これらの流出により、他者が分析し、模倣につながる可能性があるため、選定への影響が懸念される。また、事業実施に必要な他者との契約情報や予定額が流出することで、契約先との信頼関係を損なう可能性がある。

第5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 開示決定通知書によると、実施機関は、本件公文書①及び②（以下「本件各公文書」という。）の一部を開示する理由として、おおむね次のとおり主張している。

条例第7条第2号に該当する部分は不開示とすべきだが、本件各公文書は同条第3号アに規定する「公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には当たらないと判断した。

- 2 また、実施機関は、弁明書及びに口頭による意見の陳述でおおむね次のとおり主張している。

(1) 豊明市営墓地及び都市公園の指定管理者公募型プロポーザル方式募集要項（令和2年11月5日公表。以下「募集要項」という。）において、「提出された申請書類は・・・情報公開請求において原則開示する。」とあり、審査請求人はそれを理解した上で応募したと考えられるため、秘匿されると期待する権利は認められない。

(2) 本件各公文書は、公園管理という高い公共性を有する事業に関する公文書であるため、開示することで市民のチェック機能を働かせるとともに知る権利を尊重し、市として市民に対する説明責任を果たす必要があると考える。

第6 審査会の判断

1 争点

本件各公文書のうち、実施機関が公開とした部分が条例第7条第2号又は同条第3号アに該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定をしているように、地方自治の本旨にのっとり、豊明市の保有する情報を市民の知る権利として尊重し、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加による、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進を図ることを目的として制定されたものである。当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 指定管理者制度について

指定管理者制度とは、地方自治法第244条の2の規定に基づき、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせることが可能な制度である。

地方自治法改正前の管理委託制度とは異なり、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

また、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象とはならず、協定をもって指定管理者が公の施設の管理を代行する。

4 条例第7条第2号該当性

(1) 条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、ただし書の規定を除いて原則不開示とすることを定めたものである。

(2) 本件各公文書中の写真であって開示又は不開示の争いがあるものは、指定管理施設に勤務する従業員又は審査請求人が開催したイベントの利用者の容貌が写っているものである。

ア 当審査会でこれらの写真を確認したところ、おおむね個人を識別できる情報の部分は小さく、かつ不鮮明であるため、特定の個人を識別し得るものではない。

イ したがって、条例第7条第2号に該当するとはいえず、これらを開示とした実施機関の決定は妥当である。

ウ しかしながら、これらの写真の一部には、個人が識別できる程度に顔等が鮮明に写ったものが見受けられる。

エ 特定の個人を識別し得る写真は、条例第7条第2号に該当すると認められるため、不開示とするのが妥当である。

(3) 提案書（様式11-B）収支内訳書（以下「収支内訳書」という。）（令和4年度）中、人件費（常勤）、人件費（非常勤）及びその他（人件費）の項

目の具体的な内容の欄には、指定管理施設を運営する際に従事させる従業員の人数、年収及び人件費の総額を算出するための計算式が具体的に記載されている。また、収支内訳書（令和5年度）、収支内訳書（令和6年度）、収支内訳書（令和7年度）及び収支内訳書（令和8年度）においても同様に記載されている。

ア これらの情報は、単独では特定の個人を識別できる情報とはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人の収入を窺い知ることができる可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

イ これらの情報は、条例第7条第2号に該当すると認められるため、不開示とするのが妥当である。

5 条例第7条第3号ア該当性

(1) 条例第7条第3号アは、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他正当な利益は、保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる情報を除き、不開示とすることを定めたものである。ここでいう「おそれ」とは、単なる可能性又は確率ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

(2) 第2～第4四半期報告書中、修繕業務記録に委託又は直営の種別、委託金額、資材費並びに委託先及び資材購入先の業者名が記載されている。また、豊明市営墓地及び都市公園業務報告書（月報）2024年度4月分の写真帳の写真において、審査請求人が公園ごみ回収作業を委託した業者名が確認できる箇所がある。

ア これらのうち、委託又は直営の種別、委託金額、資材費の記載については、審査請求人の事業活動上の情報であるが、この情報をもって詳細なノウハウを窺い知ることが困難であり、これを公にしたとしても審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があるとまでは認められない。

イ したがって、これらの記載は条例第7条第3号アに該当しないものと認

められる。

ウ 一方、委託先及び資材購入先の業者名については、公正取引委員会が公表している「情報公開法に基づく処分に関する基準について」（平成13年4月1日）に不開示事由に該当する可能性がある情報の具体例において、事業者の取引先名が挙げられている。

エ 本件は、条例に従って判断するところであるが、情報公開法に関する基準を参酌することに差支えはないと考える。

オ 委託先及び資材購入先の業者名は、公にすることにより審査請求人と競争上の地位にあるものに指定管理施設に関する管理運営上の情報等の収集を容易にさせることが考えられ、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

カ したがって、これらの記載のうち、業者名の部分は条例第7条第3号アに該当すると認められる。

(3) 上記4及び5(2)で審査会が開示又は不開示の判断をした部分以外の実施機関が公開とした部分（以下「本件情報」という。）について

ア 本件情報は、審査請求人の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 本件情報には一定のノウハウ等に当たる情報が含まれる可能性があり、審査請求人は、本件情報を開示することにより、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び取引先との信頼関係を損ねるおそれがある旨主張している。しかし、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに口頭による意見の陳述における主張では、抽象的なおそれを述べるに留まっていると言わざるを得ない。

ウ 一方、本件情報を開示することによる公益については、公の施設の管理が高い公共性を有すること及び実施機関が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、開示することによって得られる公益は大きいと認められる。

エ したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開することによって生ずる審査請求人の事業活動上の不利益が優越する事情は認められず、審査請求人が主張する不利益があるとはいえない。

オ 以上のことから、本件情報は条例第7条第3号アに該当しないものと認められる。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

7 付帯意見

なお、特定の個人を識別し得る写真を不開示とすべきとした審査会の判断とは別に、写真に関する情報公開の判断について、実施機関に対し、以下の要望を述べたい。

指定管理施設のような公の施設の管理に関する公文書は、高い公共性を有することから積極的に公開されることが望ましい。こうした公文書に含まれる特定の個人を識別し得る写真についても、個人情報に十分な配慮をしつつ、可能な限り被写体の人物に公開の同意を取ることで、少しでも多くの情報が公開されることを期待する。

第7 審査会の経過

年 月 日	処 理 経 過
令和6年9月6日	情報公開審査諮問書①の受理
令和6年12月17日 (令和6年度第1回審査会)	調査審議
令和7年2月10日 (令和6年度第2回審査会)	調査審議 実施機関からの聴取
令和7年4月23日 (令和7年度第1回審査会)	調査審議 審査請求人の口頭意見陳述
令和7年6月17日	情報公開審査諮問書②の受理
令和7年10月7日 (令和7年度第2回審査会)	調査審議
令和7年12月22日 (令和7年度第3回審査会)	調査審議

令和8年2月4日 (令和7年度第4回審査会)	調査審議
令和8年3月5日 (令和7年度第5回審査会)	調査・答申内容審議
令和8年4月15日	答申

答申に関与した委員

石川順一、市野光信、飯田匡崇、原由実子、船田忠行